

令和 3 年第 3 回守山市農業委員会総会議事録

第 3 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 3 年 3 月 1 0 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 12 号～議第 16 号

議第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 15 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可に係

る事業計画変更申請に対し、承認をすることについて

議第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る事業計画変更申請に対し、承認をすることについて

報告第 11 号～報告第 15 号

報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 15 号 諸証明書の交付状況について

協議事項 野洲川跡地等利用特別委員会等の随時開催について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	2 川島 忠文	3 林 茂一
4 石田 達男	5 木村 伊太郎	6 寺田 久重
8 下村 耕	9 戸田 守晃	10 山本 麻紀代
11 園田 耕三	12 寺田 英子	13 秋山 新治

3 欠席委員は、1名です。

7番 林 善治委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井 友宏
書記	主幹	寺田 篤司
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	井上 敦
農政課	参事	福島 信宏
農政課	主査	西川 孝司

○局 長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以

上に達しておりますので、令和3年第3回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後3時45分)

○議長 長

それでは、令和3年第3回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

○議長 長

先月の第2回総会に付議した第6号の農用地利用集積計画(案)の訂正について、市長より申し出がありましたので報告いたします。なお、訂正事項の内容につきましては、この後農政課長より説明いただきます。

また、同じく第2回総会で報告しました報告第8号の賃貸借解約通知について誤りがあり、届出の申し出者から「取り下げ」の申し出がありましたので、この後局長より報告をいたさせます。

なお、今般の件につきましては、私の方から事務局に対して口頭で厳重に注意いたしましたので申し添えさせていただきます。

それでは、農政課長より説明をお願いします。

○農政課 井上課長

し、所在地を〇〇〇町として令和2年9月に設立されました。事業内容は〇〇の生産、加工食品の開発、観光農園、〇〇以外の農産物の生産でありまして、花きの生産から販売まで行う企業である「株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が新たに出資した農業生産法人でございます。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社については、また当法人は、法人が農業に参入する場合の要件として、個人と共通の基本的な要件に加えて、法人形態が「株式会社」でありますので、事業内容は主たる事業が農業として定款に「農産物の生産・加工、販売」の記載があり、事業計画では「売上高および議決権の過半が農業、役員の過半が常時従事する構成員である」ことの要件を満たしており、「農地所有適格法人」として賃借が可能な法人であります。

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社」が借り受ける「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の農地の位置が別紙のとおりになり、この後審議いただく利用権を合わせて〇〇〇地先が15反、〇〇地先が18反、合計33反の借入地になります。これらの農地の借入期間はすべて令和3年12月31日までとなっており、令和4年1月1日からは「農地中間管理機構」を活用した利用権設定がなされることになります。なお、令和4年1月1日からも現生産者が営農される方が16名お

られますので、その方につきましては、どの位置に場所を
移して営農するのか調整されているところであります。

以上でございます。

○議 長

続いて、局長より報告をいたさせます。

○局 長

ただいま農政課より説明のありました訂正事項に関連
いたしまして、2月総会時の報告第8号の賃貸借解約通知
は、正しくは別紙のとおりとなりますので、ご報告申し上
げます。

事務処理といたしましては、農協が仲介する円滑化事業
の借受人が間違った解約届が提出されていまして、届
出人に確認したところ、2月12日付けで届出を取り下げ
たい旨の申請があり、受理したものでございます。

今回の件につきましては、届出の受付の段階で、事務局
としても再確認すべきでありましたが、それができていな
かったことが原因でもあります。

今後、事務局としても、このような誤りが二度と起こら
ないよう、しっかりチェックしてまいります。申し訳ござ
いませんでした。

以上で、ございます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

ただいま、農政課および事務局から訂正の報告がありましたが、皆さんからのご意見はございますか

————— 意見無し —————

○議 長

無いようでありますので、本日の総会に戻ります。

○議 長

それでは、本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 3 件、報告案件 5 件の合計 10 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

5 番 木村 伊太郎 委員

6 番 寺田 久重 委員 を指名いたします。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第 12 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 12 号 農業経営基盤強化促進法
第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 12 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 井上課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 12 号につき
まして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の

要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 12 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 13 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第13号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 13 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 3 ページからとなります。

これは転用を目的とする権利移動の伴わない案件（自己転用）でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 2 件でございます。

1 番目の案件です。（位置図 P 3, 4）

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 300 平方メートル、同じく〇〇〇 〇〇〇〇番〇 132 平方メートルで、それぞれ

れ登記地目は畑、現況は宅地となっております。

申請人は、大阪市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇ー〇〇〇号
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期
および原因は記載のとおり相続で、事由は住宅です。備考
欄に記載のとおり、時期は不明ですが住宅を建築されて
いる無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公
共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可
相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響
等に問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許
可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図 P 5～7)

こちらの 〇〇町 〇〇〇、申請人 草津市〇〇町 〇〇
〇さんに関連する案件ということで、次の議案の議第14
号3番、そして議第15号、議第16号と上がってございま
すが、前段ここで、全体の説明をさせていただきます。

位置図の7ページをお開きください。

従前の図面でございますが、左から〇番〇、〇番〇、〇
番〇および〇番〇の4筆にあっては、昨年12月の総会に

て、分譲住宅 5 区画ということで本委員会の転用承認済みで、また、〇番〇および〇番〇の 2 筆は令和元年 10 月に分譲 2 区画ということで転用許可済みでございましたが、この 2 区画と 5 区画に分かれていたものを、このほど、6 筆の全体 1,742 平方メートルで、分譲住宅 7 区画の「一体の開発許可に変更したい」という意向によりまして、それぞれ 再申請ならびに事業計画の変更申請がなされたものでございます。

そのようなことで、議案書 2 ページの 2 番に戻っていただきまして、昨年の第 12 回総会 議第 53 号 3 番の再申請で、〇〇町 〇〇〇 〇番〇、〇番〇、〇番〇の 3 筆、合計 1,041 平方メートルの田、申請人は草津市〇〇町 〇〇〇 さん、事由は分譲住宅 7 区画です。〇〇町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準 ならびに 一般基準についても周辺農地への影響等に問題はなく 農地法第 4 条第 6 項に該当しないため、許可相当と考えるものでございます。

以上で、議第 13 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

平成 15 年の相続において孫である申請人が相続された土地になります。当該地には申請人の母が住まいされており、ゆくゆくは申請人のところに移住される計画もあることから無断転用の是正を申請されるもので、「大変申し訳なかった」と顛末が添えられています。

また、当該地の周辺には農地は無く問題はありませんので、許可相当と思います。

よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2 番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この区域は地区計画内でございまして、周囲は資材置き場や分譲宅地および開発予定地となっております。

以上です。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

特にありません。説明いただいたとおりです。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第14号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第14号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第14号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は3ページ、位置図は9ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は3件でございます。

1番目の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 122平方メートルで、登記地目は畑、現況は雑種地です。

譲渡人は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇町〇番地の〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買です。

備考欄に記載のとおり、時期は不明ですが先代から駐車場として借りていたということで、無断転用 是正案件です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図 P11、12)

〇〇町 〇〇〇 〇〇番 915 平方メートルで、譲渡人は守山市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。同じく〇〇〇 〇〇番 1,051 平方メートルで、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳。同じく〇〇〇 〇〇番 1,153 平方メートルで、譲渡人は〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。同じく〇〇〇 〇〇番 1,200 平方メートルで、譲渡人は〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

いずれも地目は田で、自作・借入の別ならびに譲渡人が土地を取得した時期および原因はそれぞれ記載のとおりです。

これらの土地の譲受人は、大津市〇〇 〇丁目〇番〇号

株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○ さん です。

契約内容は売買、事由は 19 区画の分譲住宅です。備考欄に記載のとおり、○○町地区計画区域内で、隣接の資材置場と一体の開発計画で、開発許可に該当します。

また、3,000 平方メートルを超える農地転用案件ということで、滋賀県農業会議・常設審議委員会の諮問案件となります。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番目の案件です。(位置図 P13、14)

さきほどご説明させていただきましたとおり、昨年の第 12 回総会 議第 54 号 1 番の再申請で、○○町 ○○○ ○ 番○、264 平方メートルの田、譲渡人は守山市○○○ ○ 丁目 ○ ○○○ さん、譲受人は草津市○○町 ○○ ○ さんです。事由は分譲住宅 7 区画、○○町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準 ならびに 一般基準についても周辺農地への影響等に問題はなく 農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 14 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

1 番 2 番 3 番の全ての案件を●●委員にお願いしますが、3 番については先ほど説明いただきましたので、追加説明が無ければ省いていただいても結構です。

○●番 ●● ●●委員

1 番は、以前から駐車場として賃借されており、今回は是正されるものです。

2 番は地区計画内でありまして、北側にある資材置場と合わせて分譲宅地とされるものです。

3 番につきましては、先ほどの議第 13 号の 2 番の案件と合わせた一体開発となります。

以上です。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

特にありません。説明いただいたとおりです。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次に、議第15号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更申請に対し、承認をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第15号の提案理由のご説明を申し上げます。

ただいま議題となりました議第15号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページ、位置図は16ページ、変更前・変更後ということで17ページ・18ページをお開きください。

〇〇町 〇〇〇 〇番〇 193平方メートルの田です。
備考欄にありますように令和元年10月18日付けで4条許可を受けた事案ですが、隣接地と一体の開発計画ということで、当初の事業計画 2区画の分譲住宅であったものを7区画の分譲住宅の計画に変更するもので、本委員会の承認を求めるものでございます。

承認の判断につきましては、「農地法関係事務処理要領」の承認基準に照らして、変更後の転用事業がその事業計画

に従って確実に実施されること、また、必要性が認められること、周辺の地域農業に及ぼす影響が変更前と同程度であることなどが承認の要件でありまして、これらの要件に合致していることから承認することができるものと認めます。

以上で、議第 15 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の事業計画の変更を承認することに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の事業計画の変更を承認することに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 16 号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る事業計画変更申請に対し、承認をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 16 号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 6 ページ、位置図は 20 ページ、変更前・変更後ということで 21 ページ・22 ページをお開きください。

〇〇町 〇〇〇 〇番〇 244 平方メートルの田です。備考欄にありますように令和元年 10 月 18 日付けで 5 条許可を受けた事案ですが、隣接地と一体の開発計画ということで、当初の事業計画 2 区画の分譲住宅であったものを 7 区画の分譲住宅の計画に変更するもので、本委員会の承認を求めるものでございます。

なお、所有権につきましては、先の許可に基づき 草津市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんに変更されてお

ります。

承認の判断につきましては、「農地法関係事務処理 要領」の承認基準に照らして、変更後の転用事業がその事業計画に従って確実に実施されること、また、必要性が認められること、周辺の地域農業に及ぼす影響が変更前と同程度であることなどが承認の要件でありまして、これらの要件に合致していることから承認することができるものと認めます。

以上で、議第 16 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の事業計画の変更を承認することに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の事業計画の変更を承認することに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 11 号から報告第 15 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

15 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

7 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 15 号 諸証明書の交付状況について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 3 5 分)

○議 長

続いて、協議事項に入ります。

局長より説明いたさせます。

○局 長

協議事項ということで、野洲川跡地等利用特別委員会等の随時開催についてご提案させていただきたいと思います。

本日も話が出ておりましたが、○○○○○○○○○○での○○○○○○○○さんの動きは今後出てくると予想もされますし、また、野洲川跡地北流・南流の畑地での有効活用ということで、遊休農地の課題や担い手の経営拡大などの状況がある中で、今後これから農地法上の案件でありますとか、あるいは、農地の有効活用・土地利用促進に関する事項などで、協議が必要だと考えられる案件が出てきた場合に野洲川跡地の特別委員会を開いてご協議いただければというものです。

また、野洲川跡地以外でも、例えば、イレギュラー的な農転事案でありますとか、大規模な案件などについては、農地委員会を開催して協議いただき、そして、それを踏まえて総会でご審議いただくというような流れになると考えております。例えば、総会に諮る案件で、該当する案件があれば、毎月 10 日が総会日になりますので、事前に前月の末頃から月初めにかけて野洲川跡地の特別委員会あるいは農地委員会を開催してご協議いただければなとい

うことで、ご提案をさせてもらうものでございます。

以上でございます。

○議長

局長の説明のとおり、今回にもありましたように湖岸の畑地帯の経営計画が大きく変わることがありましたが、審議案件として総会にいきなり出されても苦慮することになると思います。また、本総会は公開の場でもありますことから、野洲川跡地等利用特別委員会でしっかりと協議し委員の意見を伺い総会案件として臨みたいと思います。

加えて、農転の部においてもイレギュラーな案件として大規模な開発や太陽光発電などについては十分な審議が必要ではないかと思いますので、農地委員会などで協議いただいて総会に諮っていききたい、もしくは全員による協議会を総会の前に開催し協議するなど、今後取り組んでいきたいと思います。

皆さん、いかがでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

良いことだと思います。いきなり総会での審議となると時間も限られており、意見が出にくい状況もあるかと思います。

○議長

総会は公開されており傍聴することができますので、細かい意見を伺うことも難しく時間も限られているなどありますので、今後申し上げたように常任委員会等を運営させていただきたいと思います。

○●番 ●● ●●委員

そのような協議の場に担当地域の農地利用最適化推進委員も出席いただいて地元の意見を伺えるようにお願いしたいと思います。

○議 長

●● ●●委員の話のとおり、イレギュラーな案件など農地委員会で協議する案件には、対象地の地域の担当である農地利用最適化推進委員に入っていただけだと思います。地域の範囲については協議させていただきます。

○議 長

他に何かありませんか。

○議 長

無いようでありますので、ただいまありましたように野洲川跡地等利用特別委員会や農地委員会には随時でありますが開催してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

これを持って、協議事項を終了いたします。

(閉会 午後 4 時 3 5 分)

農業委員会等に関する法律第 3 3 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 3 年 3 月 17 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 1 8 条の規定により下記に署名する。

5 番 木村 伊太郎 委員

6 番 寺田 久重 委員